

練馬区産業資金 融資あっせん申込書 (様式4)

練馬区長 殿

私(私の代表する法人または団体)は練馬区産業融資資金あっせん制度について、同意事項に同意のうえ必要書類を添えて以下のとおり申し込みます。

名 称	資金限度額	金利利用者負担	区負担
新型コロナウイルス感染症対応特別貸付	2,000万円	0.2%	1.8%
・貸付期間(据置期間24月以内を含む)は7年以内(貸付金額1000万円超のときは10年以内)です。 ・信用保証料等については、区が全額負担します。			

申 込 日	令和 年 月 日	貸 付 種 類
フリガナ 事業者名称 ・法人名称 ・個人事業者の主たる事業所商号屋号		緊急経済対応特別貸付
事業者所在地 ・法人本店所在地 ・個人事業者の主たる事業所所在地	〒	
電話番号		
フリガナ 代表者氏名 ・個人事業者の氏名		法人は実印 印 個人事業者は認印可
代表者住所 ・個人事業者の住所	〒	
電話番号		
区内営業開始月	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月	
事業内容 ※複数記入可	<input type="checkbox"/> 製造業(1000) <input type="checkbox"/> 卸売業(2000) <input type="checkbox"/> 小売業(2100) <input type="checkbox"/> 飲食業(2200) <input type="checkbox"/> サービス業(2300) <input type="checkbox"/> 運輸通信業(2400) <input type="checkbox"/> 建設業(2500) <input type="checkbox"/> 不動産業(9000) <input type="checkbox"/> その他	
事業形態	<input type="checkbox"/> 個人事業 <input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> 有限会社 <input type="checkbox"/> その他	資本金[万円] 役員[人] 従業員[人] <small>※従業員は家族・役員を含まない。パート等でも経営上不可欠な人員を含む。</small>
事業上の影響 (始期、現況、見通し)		
売上額等 [1]~[3]の該当欄を記入	当期： 年 月 [1]売上額 千円 [2]売上総利益率 . % [3]営業利益率 . % 前期： 年 月 [1]売上額 千円 [2]売上総利益率 . % [3]営業利益率 . % <small>※売上額は千円以上(百円以下切捨)、利益率は1%以上(小数点以下切捨)減少していること</small>	
紹介先金融機関支店名	銀行 信用金庫 信用組合 支店 農協 届出者[] 電話番号[]	
申込金額 貸付期間	運転資金2,000万円以内 万円	1000万円以下のとき7年(84月)以内、1000万円超のとき10年(120月)以内 (据置期間含む) か月
同意事項	・私の住民記録情報および区税の納付状況を区が確認すること。 ・東京信用保証協会および取扱金融機関等に対し、信用保証に関する私の個人または法人情報を提供しまたは提供を受けること。また、信用保証料の補助について、繰上げ償還等により保証協会等から返戻があった場合には、区の補助した割合に応じて信用保証料を区に返金すること。 <small>※自署により作成し、訂正の際は訂正印を押してください。フリクションペン使用不可。</small>	

< 区 記 入 欄 > No. ()

決算期	平成 年 月 ~ 年 月	売上高(収入額)	円
所得額 ・ 住民税	<input type="checkbox"/> 法人住民税 中間/確定 年度 普/特 期迄 <input type="checkbox"/> 個人住民税 円 <input type="checkbox"/> 軽自動車税 (軽自 円)	<input type="checkbox"/> 法人当期利益	円
		<input type="checkbox"/> 個人年間所得	円
		信用保証料返還	無/未払/済/一本化案内()

■ 主な必要書類等

※原本をお持ちください。コピー後返却致します。なお、その他の書類が必要となる場合があります。

	個人事業者	法人
1	直近の確定申告書(税務署等の受付印のあるもの、電子申告の場合はメール詳細の添付のあるもの)と決算書類一式 ・ 白色申告の方は確定申告書と内訳書の控え ・ 青色申告の方は確定申告書と決算書(または現金出納帳等の簡易帳簿)の控え	確定申告書と決算書類一式 ※ 特定非営利活動法人では、事業報告書(計算書類・財産目録・年間役員名簿・社員のうち10人以上の者の名簿)、定款、貸付にかかると議事録、確定申告書(収益事業の場合)が必要です。
2	住民税・軽自動車税の領収書等 ・ 1月1日(1~6月中は前年1月1日)以前から練馬区に住民登録のある方は、証明書類は不要です。ただし、納付または口座引落されてから2週間以内の方は、当該領収書や記帳済みの通帳が必要です。 ・ 前項に該当しない方で、住民税非課税の場合は非課税証明書が必要です。住民税課税の場合は、納期が到来した当年度(4~6月中は前年度)分の住民税領収書(口座引落の場合は記帳済みの通帳)および納税通知書、または納税証明書が必要です。	法人住民税(都民税)の領収書 直近の決算にかかる法人住民税の領収書または納税証明書(都税事務所発行一有料)が必要です。 インターネットバンキング等で納付した場合は納付確認書(都税事務所発行一無料)が必要です。 ※ 収益事業を行っていない特定非営利活動法人は、免除を受けている証明書が必要です。 ● 練馬都税事務所(03-3993-2261)
3	印鑑(実印または認印・スタンプ印は不可)	法人の代表印(実印)
4	住民票(発行から3か月以内のもの)	履歴事項全部証明書(発行から3か月以内のもの)
5	有効な許認可証・開設届等(飲食業や理・美容業など許認可や届出が必要な業種のみ)	
6	売上等が客観的に確認できる帳簿・試算表・法人事業概況届・総勘定元帳・税理士がその職責において作成した資料等	

■ その他の貸付種類

※詳しくはお問い合わせください。

※創業支援貸付、団体貸付・商店街整備資金貸付・街づくり事業協調貸付は別申込書です。

貸付種類 ^{※1} と申込資格要件	資金限度額 ^{※2} (資金使途)	据置期間 ^{※3}	金利利用者負担	区負担
普通貸付	2,500万円	6か月	0.9%	1.1%
1. 主たる事業として東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいる、中小企業信用保険法で定める中小企業者であること 2. 法人については登記上の本店所在地が、個人事業者については住所または主たる事業所の所在地が1年以上前から練馬区内にあり、融資の対象となる事業を1年以上営んでいること。 3. 確定申告をしており、個人事業者についてはその事業収入が給与収入を超えていること。 4. 納期の到来した住民税(および軽自動車税)、法人住民税を完納していること。 5. 事業に必要な許認可(届出・登録・許可・認可・免許)等を受けていること。 6. 区からの信用保証料補助金返還請求の対象事業者ではないこと。 7. 融資を受ける資金の使途が適正であり、かつ返済能力があること(生活資金、住宅資金、投機資金、旧債償還資金でないこと)。 8. 練馬区暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員および暴力団関係者でないこと。				
<商店会加入者優遇措置>	500万円※上項限度枠内	6か月	0.4%	1.6%
1. 上記の普通貸付の要件に加え、練馬区内の商店会に加入していること。 【必要書類】直近の商店会費の納入領収書など、申込時点で商店会に加入していることがわかる書類				
小規模企業小口貸付	2,000万円	6か月	0.9%	1.1%
1. 普通貸付の要件を満たしていること。(ただし、NPO法人は対象外。) 2. 従業員が20人以下(卸・小売・サービス業は5人以下)であること。 3. 当該融資を含めた保証協会の信用保証付融資残高が2,000万円以下であること。				
<商店会加入者優遇措置>	500万円※上項限度枠内	6か月	0.4%	1.6%
1. 上記の小規模企業小口貸付の要件に加え、練馬区内の商店会に加入していること。 【必要書類】直近の商店会費の納入領収書など、申込時点で商店会に加入していることがわかる書類				
新旧債務一本化貸付	2,500万円	6か月	0.9%	1.1%
1. 普通貸付の要件を満たしていること。 2. 融資実行後1年以上経過した練馬区産業融資あっせん制度による債務(旧債務)があること(運転資金として扱います)。 3. 旧債務(新旧債務一本化貸付を除く)を一括返済するための資金と、新たな資金とを一本化するためのものであること。 4. 取扱金融機関は、旧債務のある金融機関の同一支店であること。 【必要書類】旧債務の貸付年月日・貸付額・借入残高等の分かるメモなど				
景気対策特別貸付^{※1}	1,500万円	12か月	0.2%	1.8%
1. 普通貸付の要件を満たしていること。 2. 申込月の3か月前の月を含む連続した3か月または12か月の期間において、その前年同期から同一事業を行っており、前年同期と比較売上高または利益率(売上総利益率または営業利益率)が減少していること。 【必要書類】要件2を満たすことが客観的に確認できる帳簿・試算表・法人事業概況届・税理士がその職責において作成した資料等 ※売上額のみを記したメモ書き等では証明資料とならないが「税理士〇〇〇印」と職・署名・捺印のある比較表等は証明資料となる。				
地球温暖化等環境対策特別貸付^{※1}	500万円(設備資金)	6か月	0.2%	問 合 せ く だ さ い
アニメ産業特別貸付^{※1}	1,000万円	6か月	0.2%	
災害貸付	500万円	12か月	0.4%	
年末短期貸付 ※受付期間:10月~11月	300万円(運転資金)	1か月	0.4%	
技術・事業革新等支援貸付	1,000万円	6か月	0.4%	

※1 特別貸付では、貸付金額が1千万円以下では半額、1千万円超では按分した額の信用保証料を申請により補助。

例:貸付金額1,200万円のととき、信用保証料15万円に対する補助額は62,500円(15万円÷2×1,000万円÷1,200万円)

※2 同一貸付種類の返済残高を含んだ上限額。「景気対策特別貸付」は名称変更前の「不況対策特別貸付」の返済残高を含む。

※3 貸付期間(据置期間を含む)は、貸付金額1千万円以下では84か月(7年)以内、1千万円超では120か月(10年)以内です。

※「年末短期貸付」は11か月以内。